

八戸市こども計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

八戸市こども計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、こども・子育て世帯の生活実態や動向に加え、こども・若者を取り巻く現状及び課題を把握するため調査を実施するとともにその課題を分析し、こども施策に関する事項を一体的に定めるものとして、令和8年度から令和11年度までの4か年を計画期間とする八戸市こども計画を策定することを目的とする。

八戸市こども計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、策定にあたっては、国の「こども大綱」や国から示される指針、青森県のこども計画やこども施策についての内容を勘案して作成する。

※現行の第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画（以下、「第3期次世代計画」）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を兼ね備えた計画となっている。

今回策定する「八戸市こども計画」は、第3期次世代計画を包含した上で、子ども・若者育成推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した一体的な計画とする。

3 履行場所

八戸市が指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容**(1) こども・若者アンケート調査の実施（設計・発送～回収・結果分析）**

八戸市こども計画の基礎資料とするため、こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、子ども・若者の生活実態や要望等についてアンケート調査を実施し、その結果の集計及び分析を行うこと。

① 調査票の企画・設計

国及び県の指針等との整合性に配慮しながら、こども・若者の育成支援に資する調査項目を国や他自治体の類似調査を参考に設問設定を行い、市独自の設問等を含む調査内容や設問数等について市と十分な協議の上、受注者が作成する。また、レイアウトを工

夫し、回収率の向上に努めるものとする。

② 調査対象・標本数等

調査対象者	標本数	対象者の抽出方法	設問数	目標回収率
市内在住の 10歳～17歳	2,000票	住民基本台帳から無作為抽出	30問程度	50%
市内在住の 18歳～39歳	2,000票	住民基本台帳から無作為抽出	30問程度	50%

③ 調査方法（委託の範囲）

項目	受託者	本市
対象者の抽出・宛名ラベルの準備・印刷		○
送付用封筒の作成（送信用封筒：角2、返信用封筒：長3を想定）	○	
Webフォームの作成、経費負担	○	
調査対象者に係る調査票及び依頼文案の作成・印刷	○	
発送・回収業務（封入・封緘、発送宛名ラベル貼付）	○	
調査票の送付に係る郵送料の負担	○	
調査結果報告書（概要版含む）の作成	○	

※同一の調査対象者から重複回答を防止するための措置を講じること。

※Webフォームは、パソコン、スマートフォン、タブレットから回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮したレイアウト等で作成すること。作成にあたっては、市と十分協議のうえ、市が指示・指摘した事項は都度反映すること。

※調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

④ 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果を整理するとともに、子ども・若者の現状と必要な支援を分析することで、本市の課題を把握すること。

⑤ 調査結果の集計・分析・報告

調査結果については以下のとおり集計・分析を行い、作成すること。

- ・調査項目ごとの集計及びクロス集計
- ・自由記述回答の整理
- ・回答内容の分析、グラフ化
- ・調査結果の概要資料の作成（速報版を含む）
- ・調査結果報告書の作成
- ・調査結果についての説明・報告

⑥ 想定スケジュール

令和7年6月～7月 調査実施

8月 報告書作成、納品

(2) 計画策定支援

① 現状の分析と課題の整理等

前記(1)及第3期次世代計画に紐づけされた各種事業の実績評価等を整理し、国のこども大綱及び青森県こども計画を踏まえたこども施策に係る本市の現状を分析することで、本市の課題を把握すること。

併せて、当市の施策意向及び子ども・子育て会議の審議経過などを踏まえ、八戸市こども計画における取組の指標の設定を支援すること。

② 骨子案の作成

第7次八戸市総合計画をはじめとする当市の関連計画に加え、国のこども大綱及び各種指針、青森県こども計画等との整合性に配慮し、計画全体のフレーム、基本事項、重点領域及び本市が目指すべきこども施策の方向性等を整理すること。

③ 素案及び最終案の作成

計画骨子に基づき、国及び青森県の方針を反映した計画の素案を作成し、その構成等について市と協議すること。

また、素案の内容について市と協議した事項を反映させた計画の最終案を作成すること。なお、素案及び最終案の作成に当たっては、上記①を十分に踏まえるほか、八戸市子ども・子育て会議の意見及び審議結果を考慮の上、適宜修正すること。

(3) 国等の動向把握と情報提供

法律や制度の動向を把握し、計画策定に波及する可能性のある事案が生じた場合は、速やかに市へ情報提供を行うとともに、計画案への反映方法の検討等に対応を行うこと。

また、他自治体の動向や取組事例等についても、必要に応じて市へ情報提供を行うこと。

(4) 会議等の支援

八戸市子ども・子育て会議の開催（令和7年度は5回程度）にあたり、資料作成等の会議運営支援を行う。必要に応じて、受託者は適宜オブザーバーとして出席（3回程度）し、必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の作業に反映させること。

〈会議開催予定〉

	開催日	案件	出席
第1回	令和7年5月21日	八戸市こども計画策定に向け実施するこども・若者アンケート調査ニーズ調査について説明	
第2回	令和7年7月29日	第2期八戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）における令和6年度実施状況及び後期計画の総括について	
第3回	令和7年10月21日	八戸市こども計画に係るアンケート調査結果について 八戸市こども計画 素案について	○
第4回	令和7年12月17日	八戸市こども計画 修正案について	○
第5回	令和8年2月20日	八戸市こども計画 最終案について	○

(5) 計画書および概要版のデータ作成

確定した計画については、計画書の本体及び概要版のデータを作成すること。なお、計画書は本編と別冊に分け、個別の具体的な取組内容は別冊とし、毎年度の見直しに対応できるものとする。作成にあたっては、こどもや一般市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトなど工夫すること。

6 成果品

成果品については、以下に掲げるデータを収めたCD-Rを提出するものとする。なお、データはすべて、A4判サイズで印刷できるものとし、汎用性のあるソフト MicrosoftWord、MicrosoftExcel を使用して閲覧及び修正が可能な形式を用いること。また(3)から(7)についてはその都度提出すること。

※データ及び電子ファイルについて、特に定めのない場合、文書はWord、数値データ・グラフ等はExcelにより作成する。

- (1) 八戸市こども計画
- (2) 八戸市こども計画 概要版
- (3) こども・若者アンケート調査報告書（概要版）
- (4) こども・若者アンケート調査票
- (5) 調査において入力・作成したローデータ、集計表データ、グラフデータ、算出データ等一式
- (6) 計画策定会議資料
- (7) 業務打ち合せ記録及び打ち合わせに使用した資料等

7 業務実施体制

- (1) 窓口担当者を選定すること。
- (2) 業務に応じた効率的・効果的な事業実施体制を整えること。
- (3) 業務管理や情報管理の体制を整えること。

8 報告及び協議

本業務の遂行にあたっては、市に進捗状況を随時報告し、必要に応じて適宜協議するものとする。

9 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

10 成果の帰属及び機密保持

- (1) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて市に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得たことについては、

いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。

11 その他

- (1) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても当市が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を、受託者の責任において無償で行うものとする。
- (2) 業務を適切かつ円滑に遂行するため及び本仕様書に記載されていない事項について、市又は受託者が必要と認める場合、適宜協議する。